

SuperSportsXEBIO 四国フットサルリーグ

2016(第13回)

実施要項

- 1、主 催 (一社) 四国サッカー協会
- 2、主 管 四国フットサル連盟
- 3、後 援 (公財)日本サッカー協会(一財)日本フットサル連盟
- 4、開催期間 2016年5月から2017年1月末
- 5、会 場 四国各県会場
- 6、競技方法 8チームの2回戦総当たりとする。
- 7、競技規則 大会実施年度の(公財)日本サッカー協会フットサル競技規則による。(競技規則の改定があった場合は審判委員会にて適用時期を決定する)
- 8、試合時間 競技時間は、40分間(前後半20分間)のプレーイングタイム
ハーフタイムは10分間とし同点の場合、延長戦は行わない。
- 9、チーム資格 四国フットサル連盟に所属するチームで他都道府県に重複して登録されていない8名以上の選手で構成されたチーム。
- 10、選手資格 (1) (公財)日本サッカー協会フットサル登録の手続きを済ませた選手で、他のフットサルリーグ及び連盟加盟の他チームと重複していない者に限る。違反のあったチームは当該試合を棄権扱いとし、以後の処置は四国フットサルリーグ実行委員会で協議し、四国フットサル連盟で決定する。後日、違反の発見された場合も同様とする。
(2) チームは、(公財)日本サッカー協会フットサル登録票に必要事項を記入し、提出するものとする。
- 11、追加・移籍 (1) 追加登録選手は、(公財)日本サッカー協会に登録を済ませなければならない。
(2) 移籍できる期間は4月1日から11月30日までとする。但し、所属リーグが11月30日以前に終了した場合はその日以降は他のチームに移籍することはできない。
※移籍選手は11月30日までに事務局に書類を提出すること。
(3) 追加登録選手、移籍選手は日本サッカー協会：フットサル登録を済ませ、選手証が発行された後、試合に出場できる。移籍

- も同様とする。
- 追加登録選手も移籍と同様に4月1日から11月30日までとする。
- 12、ユニホーム (公財)日本サッカー協会、ユニホーム規定に準ずる。
- 13、選手数 キックオフ時3名に満たない場合は棄権扱いとする。
- 14、警告・退場 警告を累積3回受けた選手は、次の1試合は出場停止とする。
又、退場処分を受けた選手は次の公式戦1試合を出場停止とする。以後の処置は四国協会フェアプレイ委員会で決定する。
- 15、棄権の扱い 棄権をしたチームは以後、試合は行わない。その戦績は抹消する。チームの処分については四国フットサルリーグ実行委員会で決定する。
但し、四国フットサル実行委員会が調査し、不可抗力と認められた場合は再試合を行う。この経費は当該チーム負担とする。
- 16、勝ち点 勝=3点、分=1点、負=0点
- 17、順位 ①勝ち点②得失点③総得点④総失点⑤当該対戦結果の順位
チーム事情により次年度、チーム解散又はリーグ参加できない場合は暫定順位として当年度の順位は8位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。
- 18、入れ替え リーグ8位は自動降格とする。
四国フットサルリーグチャレンジチーム決定戦1位チームが四国リーグに昇格。
チャレンジチーム決定戦で2位チームは四国リーグ7位と入れ替え戦を行う。(入れ替え戦の棄権は認めない)
試合は1試合として引き分けの場合は四国リーグ7位が残留とする。
- 19、CL出場権 地域チャンピオンズリーグ出場権は本リーグ優勝チームが出場・義務を負う。
- 20、実行委員会 (1)四国フットサルリーグ実行委員会を設置する。
(2)実行委員会の役員は四国フットサル連盟理事長が実行委員長を兼務する。他の委員は各県フットサル委員長、審判委員長とする。
(3)実行委員会は委員の要望により実行委員長(四国フットサル理事長)が招集する。
(4)実行委員会の経費(各委員の交通費他)は四国リーグが負担する。
- 22、参加料 参加料は250,000円とし、3月末までに納入知ること。不

足する場合は、別途徴収する。

登録選手は日本フットサル連盟に登録料 2,000 円を納入。

決められた期限までに納入すること。

参加チームは別途、四国フットサル連盟加盟料 20,000 円を
3 月末までに別途納入すること。

21、総 会 リーグ終了後に総会を行う。(期日・会場は四国フットサル連
盟で決定)

22、そ の 他

(1) 競技中交代選手は必ずビブスを着用すること

(2) ベンチに入ることのできる人数は役員 4 名（登録された
役員に限る）及び 14 名（スターティングメンバーを含む）
の 18 名以内とする。

競技中交代選手は必ずビブスを着用すること。

(3) 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は当
該チームにおいて弁償するものとする。

併せて場内外で負傷が発生した場合も当該チームで対処す
る事。四国フットサル連盟は一切の責任を負わない。

(4) 各チームは必ずスポーツ障害保険に加入のこと。

(5) 各チームはマナーを厳守すること。

会場のルールに違反をして会場の使用禁止の処置を受けた
場合は除名処分とすることがある。

(6) 要項に違反をしたチーム・選手は実行委員会の裁定に従わ
なければならない

(7) 運営担当

運営担当は四国リーグ事務局が決定する。

最終ゲーム、オフィシャルチームは当日の試合結果、審判
報告書を四国フットサル連盟理事長宛にコピーを郵送する。

(氏名：川島紀夫、住所：〒763-0081、香川県丸亀市土器
町西 5 丁目 2 3)

(8) 全試合マッチコミッショナーを配置する

各試合の 40 分前には両チームの代表（監督）、審判員、マ
ッチコミッショナーとマッチコーディネーションミーテ
ングを行う。

マッチコミッショナーは試合終了後、48 時間以内に四国フ
ットサル連盟理事長宛にメールで報告すること。

(9) 審判派遣

審判派遣については審判委員会で決定する。

級のガイドライン(四国協会規程)、主審 2級、第2審判 3級、TK 3級、第3審判 3級

(10) 審判料マッチコミッショナー謝金

別紙、細則規程により四国リーグ参加費より以払う

審判料・MC・その他支払規程

※審判料

	主審	第2審	第3審	TM
金額	5,000	3,000	2,000	2,000

※MC料

1 試合 3,000 円を支払う

※交通費

審判・MC 共に交通費は自宅から会場までの距離(※/20 円)を支払う。

県外からの派遣は高速料金を支払う

※入替戦費用

①会場費別途、会場既定の料金を支払う

②審判・MC も既定の料金を支払う

③スタッフ(運営スタッフ一人 3,000 円×8 名程度)を支払う